

特定非営利活動法人高崎子ども劇場 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人高崎子ども劇場という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県高崎市飯塚町46番地6に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、すべての子ども達の、遊びや芸術文化の体験活動の場づくりと、子ども自身が創りだす自主的な活動を支援し、子どもが本来持っている豊かに育つ権利の保障と子どもの健全育成を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う

- ①舞台鑑賞やドラマスクール等、子どもの文化に関する事業
- ②子どもキャンプや子どもまつり等、子どもの活動に関する事業
- ③子どもの文化に関する活動の交流・支援及び人材養成
- ④文化事業の企画及び協力・提携
- ⑤広報及び調査
- ⑥各分野特定非営利活動法人などとの連携・ネットワークづくり

第3章 会員

(種類)

第6条 この法人には、次に掲げる会員をおき、世帯会員、個人会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 世帯会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進する世帯
- (2) 個人会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進する中学生以上の個人
- (3) 支援会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援する個人及び団体
- (4) その他の会員 別に定める運営規則において定めた会員

(入会)

第7条 世帯会員、個人会員の入会について、特に条件は付さない

- 2 会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は前項の者の入会を認めないとときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 世帯会員、個人会員及び支援会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員で本会を退会しようとする者は、別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

- 2 会員が次ぎの各号の一に該当するに至ったときは理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。
- (1) 本人が死亡した時
 - (2) 繼続して3ヶ月以上会費を滞納した時
 - (3) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が次ぎの一号に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することが出来るこの場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反した時
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の名のもとに目的に反する行為をしたとき

(拠出金の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 5名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長とする

(選任等)

第13条 理事長及び前条の役員は、総会において選出する。

- 2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3 監事は、理事及びこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その業務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決並びに別に定める運営規則に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は、財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をする為に必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事会の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠として選出された役員の任期はそれぞれの前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
 - 3 役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなくてはならない

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

- 第18条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会で決定する。

(事務局)

- 第19条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長、事務局次長その他の職員若干名を置く。
- 3 事務局長及び事務局次長は、総会で選出する。その他の職員は理事長が任命する

第5章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、定例総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第21条 総会は、世帯会員、個人会員をもって構成する。世帯会員は、総会で表決を行う者1名を1年ごとに定め、理事長に届け出るものとする。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更の承認
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次ぎの各号の一に該当する場合開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 世帯会員、個人会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
 - (3) 第14条第4項4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から起算して60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長はその総会において、出席した世帯会員及び個人会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、世帯会員、個人会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決は、この定款規定するもののほか、出席し世帯会員、個人会員の3分の2以上の賛成をもって決する

(表決権等)

第28条 各世帯会員、個人会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない世帯会員、個人会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の世帯会員、個人会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した世帯会員、個人会員は、前2条、次条第1項及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する世帯会員、個人会員は、その議事の議決に加わることができない

(議事録)

第29条 総会の議事については、次ぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 世帯会員、個人会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない

(理事長の専決処分)

第30条 理事長は、総会を招集するいとまのない場合は、理事会に諮り第22条第4号の事項について専決処分することができる。

- 2 理事長は、前項の規定により専決処分したときは、次ぎの総会に報告しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款の定め及び運営規則に基づき、この法人の業務を決定し執行する。

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事会の構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったとき、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次ぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあたっては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次ぎの各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は理事長が管理しその方法は、総会議決を経て定める

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、運営規則に従い理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条规定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、運営規則に従い理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出ができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正を行うことができる

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録などの決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を改正しようとするときは、総会に出席した世帯会員、個人会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を経なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次ぎに掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 世帯会員、個人会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、世帯会員、個人会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、類似した目的を持つ、総会で議決された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において世帯会員、個人会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雜則

(運営規則及びその他の細則)

第52条 この定款の執行について必要な運営規則は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 その他の細則は運営規則に従い理事長が別に定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項の規定にかかわらず、別表に掲げるものとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、2001年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。

- 5 この法人の設立初年度の事業年度は第46条の規定にかかわらず、設立の日から2001年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は第8条の規定にかかわらず、次ぎに掲げる額とする。
- | | |
|--------|--|
| 世帯会員 | 入会金 一世帯500円、会費 一世帯月額2000円 |
| 個人会員 | 入会金 一人500円、会費 一人月額2000円
但し中高生又は学生は、会費 一人月額500円とする |
| 支援会員 | 個人、年間1口10000円 団体、年間1口30000円 |
| その他の会費 | 別に運営細則において定めた会費 |

別表 設立当初の役員

役職名	氏名	備考
理事	高橋佐紀子	理事長
理事	福嶋 晴美	副理事長
理事	鷹野 貞子	副理事長
理事	高見澤佳子	
理事	増谷 幸乃	
理事	松原 恵美子	
理事	小林 文子	
理事	前野 久恵	
理事	小林 美子	
理事	清水 節子	
理事	清水 久美子	
理事	湯浅 恵子	
理事	城田 真恵美	
理事	箱田 みどり	
理事	山宮 愛子	
理事	吉岡 智恵子	
理事	吉田 まさ子	
監事	森田 真惠	
監事	磯貝 宗子	
監事	清水 幸子	

- 附則 7 この定款は平成14年5月25日通常総会にて（事務所）第2条変更
- 8 この定款は所轄庁の認証のあった日（平成14年 8月 14日）から施行する
- ・第12条（種類及び定数）（1）理事10名以上20名以内を5名以上15名以内に変更
 - ・第15条（役員の任期）1 1年を2年に変更
 - ・第23条（開催）1 毎年1回5月を毎年1回に変更
- 附則 9 この定款は平成21年7月8日理事会にて（事務所）第2条変更
- 附則 10 この定款は平成26年6月28日理事会にて（事務所）第2条変更
- 附則 11 この定款は平成29年6月3日通常総会にて（公告の方法）第51条変更

これは特定非営利活動法人高崎子ども劇場の定款に相違ありません。

特定非営利活動法人高崎子ども劇場

理事 高見澤 佳子 印